

## 4. 都市計画道路の見直し検討の方法

都市計画道路の見直しは、都市計画区域の将来都市像を明確に捉えたなかで、都市計画道路網の配置及び各都市計画道路の位置づけや必要性、課題を個別詳細に評価・検証し、具体的な変更等の方針（存続、変更、廃止）を検討する。

### (1)STEP1：将来都市像及び都市計画道路網の現状・課題の明確化

上位計画などをもとに都市計画区域の将来都市像や都市計画道路の位置づけ等を明確化するとともに、都市計画道路及びその他の主要道路等の現状や周辺状況を整理したうえで、ネットワークや防災、景観、環境などの観点から都市計画道路が抱える課題を整理する。

#### ①将来都市像の明確化

- 鹿児島県都市計画基本方針、都市計画区域マスタープラン、総合計画、都市計画マスタープラン、中心市街地活性化基本計画などの上位計画を整理するとともに、将来人口動向や市街化動向、開発構想・計画等を整理し、都市計画区域における将来都市像、都市計画道路の位置づけ等を明確化する。
- 上位計画の策定年次から相応の時間が経過し、将来都市像、都市計画道路の位置づけ等が社会経済情勢の変化等に対応していない場合、将来都市像そのものを見直し検討する必要もあると考えられる。
- こうした検討には、相応の時間と費用を要することから、都市計画道路の見直しにあたっては、その方向性を明確化するにとどめるものとしこうしたケースにおいてはその将来都市像の方向性に基づき都市計画道路の見直し検討を行うこととする。
- なお、将来都市像の詳細の検討については、各上位計画の見直し時に行う必要があるが、そのことについては関係者と合意形成を図り、別途、明記しておくことが望ましい。

#### ②都市計画道路網及び周辺状況の現状整理

- 都市計画区域における都市計画道路及びその他の国道、県道などの主要道路について、そのネットワーク状況、交通量や混雑度等の交通実態を整理する。
- 都市計画道路については、都市計画決定の経緯、計画内容（計画幅員、計画延長）、整備状況（改良済、概成済、未整備、現道幅員等）、住民の意向・要望等を整理する。
- 都市計画道路、その他の主要道路の周辺における現況土地利用、用途地域、その他関連する将来開発計画・構想などを整理する。

#### ③都市計画道路網の課題整理

- 上位計画における将来都市像（または将来都市像の方向性）及び都市計画道路の位置づけ等と、都市計画道路網の現状を対比することで、都市計画道路ネットワークが抱える課題、あるいは安全性や防災、景観、環境などの観点から各都市計画道路が抱える課題を明確化し、整理する。

## (2)STEP2：見直し検討対象路線の選定

都市計画道路のうち、原則として都市計画決定後（最終変更後又は変更がない場合は当初）、概ね20年以上未着手区間を含む幹線街路等及び種々の要因により明らかに実現化が難しい未着手幹線街路等を見直しの対象とする。

### ①見直し検討対象路線の要件と選定

- 以下に示す二つの要件に該当する都市計画道路は、見直し検討対象路線として選定する。

#### 要件1：都市計画決定後（最終変更又は変更がない場合は当初）、概ね20年以上の未着手区間を含む幹線街路等

##### ■最終変更後を対象とする理由

- ◆ 最終変更時点において当該都市計画道路の必要性等に関する十分な検討及び地域住民との合意形成がなされていると考えられるため。
- ◆ ただし、本ガイドラインにおける「最終変更」には、名称変更のみの最終変更は含まないものとする。

##### ■概ね20年以上とする理由

- ◆ 都市計画運用指針において、都市施設の目標年次については、都市計画区域マスター・プランとの整合を図る上からも概ね20年後を目標として長期的な整備水準を検討し、都市施設の都市計画を定めることが望ましい、と記載されているため。
- ◆ 都市計画区域マスター・プランにおいて、概ね20年後の都市の姿を展望した上で都市計画の基本的方向を定めており、それとの整合を図るため。
- ◆ 住宅等の一般的な木造建築物の耐用年数は概ね20年程度であり、概ね20年を超える規制は地権者に多大な負担を強いこととなるため。

#### 要件2：種々の要因により明らかに実現化が難しい未着手幹線街路等

##### ■種々の要因について

- ◆ 種々の要因とは、以下のようなケースに該当する路線など、今後長期にわたって事業が実施される見込みがない場合とする。
  - a)都市計画道路内に地域の資源となる歴史・文化・自然的な建造物等が立地している等地物・地形に制約があり、整備上大きな課題がある場合
  - b)代替機能を有している路線が既に存在している場合
  - c)都市計画決定幅員未満で改良済みであり、都市計画決定幅員での二次的改良に課題がある場合

### ②見直し検討の対象外の路線とその位置づけ

- 上記要件に該当しない路線及び事業中又は事業化の見込みのある路線は、見直し検討の対象外とする。
- 事業化の見込みは、当該路線又は区間における次年度までの事業化の見込みにより判定するものとし、具体的には以下に該当する場合は「事業化の可能性有り」と判定する。

##### ■事業化の見込みについて

- ◆ 既に財政的措置を行い、予備設計や予算要求等の事業着手に向けた手続を行っている。
- ◆ 面整備事業等の他事業と連携することにより事業効果が発揮されることから、他事業と共に予算要求等の事業着手に向けた手続を行っており、事業化が確実である。

- 見直し検討の対象外の路線については、「存続路線」として位置づける。
- なお、自動車専用道路は、広域的なネットワークを形成するなど特定の機能を有することから、本ガイドラインによる見直しの対象外とし、個別に対応することとする。

### (3)STEP3：見直し検討対象路線の評価・検証

選定した見直し検討対象路線を対象として、その妥当性を評価・検証するとともに、妥当性がある場合は事業実施上の課題を検討する。妥当性があり、かつ課題のない路線は存続路線として位置づけ、妥当性がなく、課題のある路線は詳細検討路線とする。

#### ①見直し検討対象路線の評価・検証（路線・区間別検証カルテの作成）

- 選定した見直し検討対象路線について、以下に示す4つの観点から当該路線の妥当性を評価・検証する。評価・検証にあたっては、路線・区間別検証カルテを作成する（次頁以降参照）。

##### ■評価・検証の4つの観点

###### a)都市計画決定趣旨

- ◆ 最終の都市計画決定趣旨（変更が無い場合は当初）が、社会経済情勢の変化を踏まえた現在も妥当性を有しているかを判定する。

###### b)上位計画における重要な位置付け

- ◆ 対象となる路線又は区間が、県や市町村の総合計画や都市計画区域マスターplan等の上位計画や市町村マスターplanにおいて、重要な位置付けがなされているか判定する。

###### c)道路ネットワークにおける機能

- ◆ 以下に示す道路ネットワークにおける機能面での必要性の有無について判定する。
  - ①都市構造上の機能（都市間連絡軸、都市内連絡軸、都心環状軸等）
  - ②都市防災の空間機能（災害避難路、延焼遮断空間等）
  - ③都市美観の保全機能（まちなみ景観軸、緑のネットワーク等）
  - ④都市環境の改善機能（自転車・歩行者の安全性・快適性、滞留空間、沿道環境（騒音・振動・大気等））

###### d)代替機能路線の有無

- ◆ 対象路線の有する機能に対して、同様の機能を有する路線が存在するかにより判定する。

#### ②妥当性を有する路線の課題検討と課題が存在しない場合の位置づけ

- 個別路線の妥当性の検証結果、4つの観点すべてに妥当性があると判断された場合は、当該路線を整備した場合に生じる沿道地域との各種不具合について、以下の観点から検討を行う。

##### ■課題（当該路線を整備した場合に生じる沿道地域との不具合）の検討の視点

- ◆ 都市計画道路内に地域の資源となる歴史・文化・自然的な建造物等が立地している等地物・地形に制約があり、整備上大きな課題があるか。
- ◆ 都市計画決定幅員未満で改良済みであり、都市計画決定幅員での二次的改良に課題があるか。
- ◆ 通過交通を分担する幹線道路であるが、都市計画決定後長期間経過しているため、その間に周辺地域が宅地化され、幹線道路の計画位置としては不適当となっているか。

- 事業実施に向けた大きな課題が無い場合には存続路線として位置付ける。

#### ③詳細検討路線の選定

- 個別路線の妥当性の検証結果、“4つの観点のうち一つでも妥当性がないと判断された路線”及び課題検討の結果、“事業実施に向けた大きな課題が存在する路線”については詳細検討路線とする。

路線・区間別検証カルテ			○○都市計画区域	都市計画道路○○線	1/3				
① 路 線 の 概 要	路線名	都市計画道路	線	種 別					
	検討対象区間	起点							
		終点							
	関係機関	都市計画の決定・変更							
		その他							
	計画延長	m (改良済延長 m)							
	計画幅員	m (現道幅員 m)							
	車線数								
	構造形式	地表式	地下式	嵩上式					
		→表式区間における交差構造街路との平面交差 ケ所							
	交通量	当初	現況	将来					
	混雑度	当初	現況	将来					
	地域区分	昭和 45 年 DID 内	直近国勢調査 DID 内		市街化区域・用途地域内				
	地域の将来像 (土地利用方針 や用途地域等)								
	現況土地利用								
対象路線・区間及び周辺道路の位置図、現況土地利用・用途地域図									

路線・区間別検証カルテ			〇〇都市計画区域	都市計画道路〇〇線	2/3			
決定の趣旨	② 決定・変更	時期（年月日）	当初決定から最終変更までの経緯（趣旨・内容）					
	当初決定	年　月　日						
上位計画における位置づけ	③ 計画名称	対象路線・区間の位置づけ						
	その他関連計画							
路線・区間の持つ機能	④ 路線の有する機能	概要						
	都市構造上の機能							
	都市防災の空間機能							
	都市美観の保全機能							
	都市環境の改善機能							

路線・区間別検証カルテ		〇〇都市計画区域	都市計画道路〇〇線	3/3
⑤ 代替 路 の 有 無	有無	<input type="checkbox"/> 有り（以下に路線名・概要を記入） <input type="checkbox"/> 無し		
	路線名	概要（代替路の管理者・構造規格など）		
評 価 検 証	妥当性の有無	<input type="checkbox"/> 有り（⑥事業実施に向けた課題の検討） <input type="checkbox"/> 無し（詳細検討路線）		
	評価検証結果の概要			
	ア. 都市計画決定趣旨の妥当性			
	イ. 上位計画における重要な位置づけ			
	ウ. 道路ネットワークにおける機能面での必要性の有無			
エ. 代替機能路線の有無				
⑥ 事 業 実 施 に 向 け た 課 題	有無	<input type="checkbox"/> 有り（詳細検討路線） <input type="checkbox"/> 無し（存続路線）		
	地物・地形上の制約			
	二次的改良			
	計画位置			
	その他			
参考図等				
最終的な評価検証の結果	<input type="checkbox"/> 存続路線 <input type="checkbox"/> 詳細検討路線			
評価検証結果の概要：				

## (4)STEP4：都市計画道路網全体における詳細検討路線の方針の検討

詳細検討路線として位置づけた路線は、都市計画道路網全体における交通処理機能等からみた位置づけや必要性を詳細に検討し、存続、変更、廃止の方向性を設定する。その方向性をふまえ、将来交通量推計により妥当性を検証し、関係機関全体で検討したうえで、見直し方針を決定する。

### ①都市計画道路網全体からみた詳細検討路線の方向性の検討

- 路線区間別検証カルテで検討した評価検証の結果をふまえ、妥当性に問題があると判断した指標（都市計画決定趣旨の妥当性、上位計画における重要な位置づけ、道路ネットワークにおける機能面での必要性の有無、代替機能路線の有無）等について、関係機関全体で都市計画道路網全体からみた詳細検討路線の位置づけや必要性を詳細に検討する。
- 上記をふまえ、関係機関全体で総合的な評価を加え、存続、変更、廃止の方向性を設定する。

### ②将来交通量推計による詳細検討路線の方向性の検証

- 詳細検討路線の方向性をふまえ、当該路線の道路事業予定者が将来交通量推計を実施し、推計結果等をもとに関係機関全体でその方向性を検証、検討する。

#### ■将来交通量推計の実施者について

- ◆ 詳細検討路線の将来交通量推計は、当該路線の道路事業予定者が行うものとする。
- ◆ 一つの都市計画区域内において、道路事業予定者の異なる複数の路線を詳細検討路線として位置づけた場合の将来交通量推計は、道路事業予定者間で協議した上で行う。

#### ■関係機関について

##### a) 関係機関が市町となる場合

- ◆ まちづくりの主体であり、地域の実情に最も詳しい市町村の意見を求める場合（必須）
- ◆ 当該詳細検討路線が、市町が事業予定者である都市計画道路と併せて都市計画道路網を形成している場合

##### b) 関係機関が国となる場合

- ◆ 当該詳細路線が、国が事業予定者である都市計画道路と併せて都市計画道路網を形成している場合

##### c) 関係機関が県となる場合

- ◆ 当該詳細検討路線が、県が事業予定者である都市計画道路と併せて都市計画道路網を形成している場合
- ◆ 広域的な観点から県の意見を求める場合（必須）

- 将来交通量推計の実施の必要性がない場合は、現況混雑度、将来推計人口、将来開発構想等などをもとに発生集中交通量の見込みを想定し、定性的観点からその方向性を検証する。
- 検証の結果、①で設定した方向性に妥当性がないと判断した場合は、①に戻って方向性を再検討する。

### ③詳細検討路線の具体的な変更等の方針の検討

- 存続の方向性とした詳細検討路線は、存続路線として位置づける。
- 変更、廃止の方向性とした詳細検討路線は、具体的な変更または廃止の内容（位置、区間、構造、種別等）を明確化した方針を設定するとともに、その理由を明確化する。

#### ■変更または廃止の根拠とするデータ等の客觀性、実証性について（重要）

- ◆ 変更または廃止とする路線については、合理性のある現状及び将来の見通しに依拠してその理由を明確化する必要があり、そのためには基礎調査、将来交通量推計等の根拠とするデータ等は客觀性、実証性を有するものであることが極めて重要である（参考2 建築制限に関する訴訟例を参照）。

## 5. 都市計画の変更・廃止の手続き

廃止の方針とした詳細検討路線は、速やかに都市計画の変更の手続きを行うものとする。変更の方針とした詳細検討路線は、事業が具体化した段階など適切な時期に都市計画の変更の手続きを行うものとする。

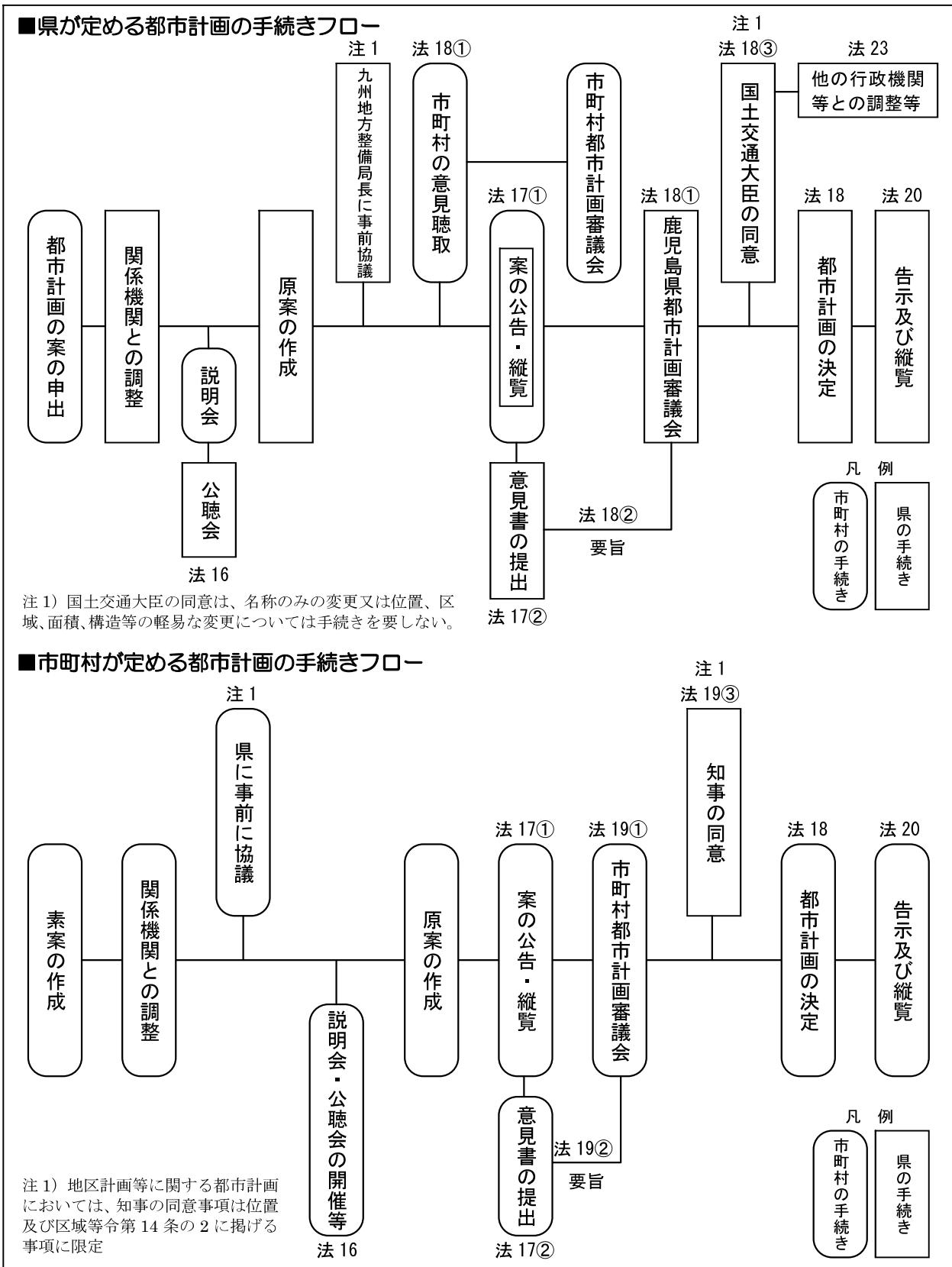


図 5.1 都市計画の手続きフロー